

議案第69号

富士見市道路占用料条例等の一部を改正する条例の制定について
富士見市道路占用料条例（昭和43年条例第8号）等の一部を改正する条例を別紙
のとおり制定する。

令和2年9月1日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

地方税法の一部改正等に伴い、富士見市道路占用料条例等の一部を改正したいので、
地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市道路占用料条例等の一部を改正する条例

(富士見市道路占用料条例の一部改正)

第1条 富士見市道路占用料条例(昭和43年条例第8号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(富士見都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第2条 富士見都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和51年条例第17号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「同項」を「同条」に、「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(富士見都市計画特定環境保全公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第3条 富士見都市計画特定環境保全公共下水道事業受益者負担に関する条例(昭和63年条例第5号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(富士見市公共物管理条例の一部改正)

第4条 富士見市公共物管理条例(平成16年条例第30号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

（富士見市準用河川占用料等徴収条例の一部改正）

第5条 富士見市準用河川占用料等徴収条例（平成16年条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の富士見市道路占用料条例附則第3項の規定、第2条の規定による改正後の富士見都市計画下水道事業受益者負担に関する条例附則第3項の規定、第3条の規定による改正後の富士見都市計画特定環境保全公共下水道事業受益者負担に関する条例附則第3項の規定、第4条の規定による改正後の富士見市公共物管理条例附則第4項の規定及び第5条の規定による改正後の富士見市準用河川占用料等徴収条例附則第2項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。